平成２５年（フ）第１３４３号
札幌市東区北11条東７丁目１番１―1109号
債務者　古川美智子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４４号
札幌市中央区南13条西10丁目１番16号　山鼻パナハイツ206号
債務者　岡根　義子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４６号
札幌市東区北43条東３丁目２番２号　メゾンドステラ202号
債務者　宗像　美恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４８号
住民票上の住所札幌市白石区平和通２丁目南６番26―702号
債務者　佐藤智恵子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６８号
札幌市東区北27条東14丁目１番５号　第２コーポ佐藤201号
債務者　西村　勉
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６９号
札幌市豊平区平岸２条11丁目１番25号　ヴィラオリオン302号
債務者　尾崎　譲
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６０号
札幌市東区北47条東14丁目３番15号　クレアットＭＫ102号
債務者　金谷　理奈（旧姓上野・川村）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
北海道紋別市潮見町４丁目４番19号
債務者　佐藤　睦子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２５年（フ）第１１号
北海道稚内市宝来５丁目３番27―305号　宝来団地55―Ｂ―１
債務者　岩間　仁
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第１２号
北海道稚内市宝来５丁目３番27―305号　宝来団地55―Ｂ―１
債務者　岩間恵美子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第１４８号
群馬県藤岡市中栗須86番地８　ラフィネＡ202号室
債務者　池田　守
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１７号
新潟県佐渡市東大通1234番地３
債務者　福井　一昭
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第１９号
新潟県佐渡市下相川344番地
債務者　山本久美子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第２９９号
静岡県伊豆の国市南條456番地の１　セントラルマンション207号、前住所山梨県南都留郡富士河口湖町勝山2540番地３
債務者　大島　一男
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
静岡県富士市天間1326番地の１、前住所静岡市清水区蒲原１丁目６番17号
債務者　佐野　照代
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７４９号
京都市北区小山元町17　北山グランドビル304号、住民票上の住所京都市左京区岩倉幡枝町815番地の３
債務者　安達　隆夫
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５１号
京都市伏見区羽束師古川町192番地　ピア・レジデンス羽束師508号
債務者　澤田　博央
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係